

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	
○福島県議会定例会を招集する件	三六二
○県営土地改良事業計画を定めた件	三六七
○保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件	三六七
○車両制限令の規定により道路を指定する件	三六六
○車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件	三六六
○車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、及び通行方法を定める件	三六六
公告	
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	三六九
○砂利採取業務主任者試験を実施する件	三六九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三七〇

告示

福島県告示第五百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和八年九月十五日福島市に招集する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

（総務課）

福島県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、踏瀬長峯地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
 - 縦覧の期間
 - 令和八年九月二日から
同 月二十四日まで（二十三日間）
 - 縦覧の場所
 - 泉崎村役場
 - その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
- （農村計画課）

福島県告示第五百七十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和八年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

令和八年度皆伐面積の残存許容限度（単位 ヘクタール）	残存許容限度
同一の単位とされる保安林等の名称	
宇多川水源かん養保安林	六〇一・三八
宇多川土砂流出防備保安林	二六三・四七
宇多川干害防備保安林	二・九一
新田川水源かん養保安林	一、九八六・八一
新田川土砂流出防備保安林	七九四・二八
新田川干害防備保安林	三五・〇〇
請戸川水源かん養保安林	二、〇〇〇・八六
請戸川土砂流出防備保安林	八七一・六四
請戸川土砂崩壊防備保安林	〇・二八
請戸川干害防備保安林	二九・六八
木戸川水源かん養保安林	一四五・七五
木戸川土砂流出防備保安林	六四八・六一
木戸川防風保安林	八・六一
夏井川下流水源かん養保安林	三、五九六・九〇

夏井川下流土砂流出防備保安林	九〇七・二三
夏井川下流土砂流出防備保安林	五二・一九
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、九五〇・二七
夏井川下流土砂流出防備保安林	二〇六・四八
夏井川下流土砂流出防備保安林	三、九九六・五五
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、〇二一・六一
夏井川下流土砂流出防備保安林	六・四四
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、三二三・〇五
夏井川下流土砂流出防備保安林	二六九・三七
夏井川下流土砂流出防備保安林	四、六四〇・九六
夏井川下流土砂流出防備保安林	一八四・二四
夏井川下流土砂流出防備保安林	四四・八〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	〇・八四
夏井川下流土砂流出防備保安林	三四二・八七
夏井川下流土砂流出防備保安林	五四・六〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	一七・五六
夏井川下流土砂流出防備保安林	三、六九〇・四一
夏井川下流土砂流出防備保安林	二五一・九三
夏井川下流土砂流出防備保安林	五・〇四
夏井川下流土砂流出防備保安林	八・六八
夏井川下流土砂流出防備保安林	一〇・六九
夏井川下流土砂流出防備保安林	一〇七・五四
夏井川下流土砂流出防備保安林	二〇・五四
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、〇一八・四八
夏井川下流土砂流出防備保安林	六六八・八六
夏井川下流土砂流出防備保安林	三・〇八
夏井川下流土砂流出防備保安林	二、四六九・三五
夏井川下流土砂流出防備保安林	五八七・一四
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、六七二・一五
夏井川下流土砂流出防備保安林	三・七八
夏井川下流土砂流出防備保安林	三、六四四・〇九
夏井川下流土砂流出防備保安林	三〇〇・四九
夏井川下流土砂流出防備保安林	四・三四
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、七五六・六五
夏井川下流土砂流出防備保安林	六七七・六七
夏井川下流土砂流出防備保安林	四一・三〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	九七三・八二
夏井川下流土砂流出防備保安林	八〇六・二二

阿賀川中流防風保安林	〇・二八
阿賀川中流土砂流出防備保安林	八・一二
阿賀川中流土砂流出防備保安林	五、五七七・五四
阿賀川中流土砂流出防備保安林	九四七・一一
阿賀川中流土砂流出防備保安林	三六・一六
阿賀川中流土砂流出防備保安林	七、四九九・七六
阿賀川中流土砂流出防備保安林	三、五二八・八九
阿賀川中流土砂流出防備保安林	一、四四六・三六
阿賀川中流土砂流出防備保安林	一、七八五・三〇
阿賀川中流土砂流出防備保安林	四〇・〇四
阿賀川中流土砂流出防備保安林	二〇五・九四
阿賀川中流土砂流出防備保安林	一二六・〇四
阿賀川中流土砂流出防備保安林	六八五・七〇

(森林保全課)

福島県告示第五百七十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道いわき上三坂小	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から
野線	同 市山田町砂方三五番地先まで

二 指定する期日 令和八年九月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から 同 市山田町砂方三五番地先まで

二 指定する期日 令和八年九月一日

三 通行方法
高さが三・ハメートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二三メートル以上、縦〇・一二メートル以上（又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

（道路計画課）

福島県告示第五百八十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際コンテナ車」という。）の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十条第二項の規定により定める国際コンテナ車の通行方法は、次のとおりである。

令和八年九月一日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	区 間
県道いわき上三坂小	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から

野線	同 市山田町字砂方三五番地先まで
----	------------------

二 指定する期日

令和八年九月一日

三 通行方法

国際コンテナ車が橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

（道路計画課）

公 告

公告第百七十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年六月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和8年6月分

（特殊肥料）

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は販売業者	届 出 名 （及び商品名）	検査の結果				備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N	水分(%)
堆肥	株式会社 ビーフジャ パン	発酵完熟牛糞堆肥「堆肥のちから」	0.9	0.6	1.6	20	51.3

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN＝窒素全量、TP＝りん酸全量、TK＝加里全量、C/N＝炭素窒素比、水分＝水分含有量

（農業総合センター）

公告第百七十二号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和八年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 試験日時

令和八年十一月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁西庁舎十二階講堂（福島県福島市杉妻町二番十六号）

三 受験願書の提出期間

令和八年九月十八日から同年十月九日まで（郵送による場合は、同年十月九日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。

（技術管理課建設産業室）

公告第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、桑折町から県北都市計画地区計画（下成田地区計画）の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）